

# 第88回 定時株主総会 招集ご通知

2019年4月1日～2020年3月31日

## 【ご来場自粛のお願い】

多くの株主様が集まる株主総会は、新型コロナウイルスの集団感染のリスクがあります。

経産省の指針や経団連のガイドラインに従い、本年は健康状態に拘わらず、株主総会へのご来場を見合わせ、書面により議決権行使いただくことを強くご推奨申し上げます。

## 日 時

2020年6月19日（金曜日）午前10時

## 場 所

東京都千代田区岩本町二丁目2番3号

日本ケミファ株式会社 9階会議室

開催場所が昨年と異なります。  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

今後、株主総会の開催・運営に関して変更等がある場合は、当社ウェブサイトに掲載いたします。<https://www.chemiphar.co.jp/>

## 目 次

第88回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 監査役2名選任の件	
第3号議案 補欠監査役2名選任の件	
第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件	

(添付書類)	
事業報告	10
計算書類等	35
監査報告書	40

本年より、株主総会にご出席の株主様にお配りしておりましたお土産は取りやめとさせていただきます。

(証券コード 4539)  
2020年6月4日

株 主 各 位

東京都千代田区岩本町二丁目2番3号  
**日本ケミファ株式会社**  
代表取締役社長 山 口 一 城

## 第88回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第88回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、株主様におかれましては、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月18日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月19日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区岩本町二丁目2番3号 日本ケミファ株式会社 9階会議室  
**開催場所が昨年と異なります。**  
**末尾の会場ご案内図をご参照のうえ、お間違いないようご注意ください。**
3. 会議の目的事項  
報告事項 1. 第88期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類  
並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第88期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 監査役2名選任の件  
第3号議案 補欠監査役2名選任の件  
第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

#### 4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面において、各議案に対して賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして取扱いいたします。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面によりご通知ください。

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、定款の定めにより、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
  - ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.chemiphar.co.jp/>) に掲載させていただきます。
  - ◎本招集ご通知において添付すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の前掲当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
    - ① 事業報告の「当社の支配に関する基本方針」
    - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
    - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」なお、本招集ご通知添付書類及び上記ウェブサイト掲載書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類であります。
  - ◎本定時株主総会の決議結果は、書面による決議通知のご送付に代えて、本定時株主総会の終了後、前掲当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

#### 【新型コロナウイルスについて】

- 多くの株主様が集まる株主総会は、新型コロナウイルスの集団感染のリスクがあります。本年は、健康状態に関わらず、**株主総会へのご来場を見合わせ、書面により議決権行使いただくことを強くご推奨申し上げます。**
- ご来場の株主様の体温測定をさせていただき、体温が高い方や体調が悪いように見受けられる方につきましては、ご入場をお断りさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ご来場の株主様にはマスクの着用やアルコール消毒などのご協力をお願いいたします。
- また、開会後に体調がすぐれないようにお見受けされる方につきましても、運営スタッフがお声掛けのうえ、ご退出をお願いする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 今後、株主総会の開催・運営に関して変更等がある場合は、当社ウェブサイトに掲載いたします。  
<https://www.chemiphar.co.jp/>

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要政策の一つとして位置付けており、将来の成長に資する投資と資本蓄積による財務体質強化とのバランスを取りつつ、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

上記方針に基づき検討いたしました結果、当期の期末配当につきましては、当事業年度の業績、厳しい経営環境及び今後の事業展開等を勘案し、誠に遺憾ではございますが、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金50円（前期に比べ50円減配）  
配当総額181,915,850円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2020年6月22日

## 第2号議案 監査役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役中村裕二、進藤直滋の両氏が任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

まぎ の さかる

### 1 牧野 盛 (1960年1月22日生)

新任

#### 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1984年4月	城南信用金庫入庫	2006年4月	管理部課長
1990年9月	株式会社長崎屋入社	2017年4月	社長室内部監査課兼管理部
2000年4月	当社入社	2019年8月	監査役付兼社長室内部監査課兼管理部(現任)

所有する当社株式数	488株	在任年数	一年	取締役会及び監査役会への出席状況(2019年度) 取締役会：－％(一回／一回) 監査役会：－％(一回／一回)
-----------	------	------	----	--

#### 監査役候補者とした理由

牧野盛氏は、金融機関及び事業会社経理部門を経て、当社に入社し、以後、主に財務、経理、内部監査部門に従事し、その中で培った豊富な業務経験と知識を有しております。監査役に就任した場合にこれらの経験、知識を活かして当社の監査を行うことが期待できるものと考え、監査役として選任をお願いするものであります。

しん どう なお しげ

### 2 進藤直滋 (1948年1月31日生)

再任

社外

独立役員

#### 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1970年5月	麒麟麦酒株式会社入社	2010年9月	監査法人A&Aパートナーズパートナー
1975年8月	監査法人中央会計事務所入所	2012年9月	監査法人A&Aパートナーズ統括代表社員
1979年3月	公認会計士登録	2013年6月	テンプホールディングス株式会社(現パーソルホールディングス株式会社)社外監査役
1988年6月	監査法人中央会計事務所代表社員	2016年6月	パーソルホールディングス株式会社社外取締役(監査等委員)(2020年6月退任予定)
2007年7月	監査法人A&Aパートナーズ代表社員		
2008年6月	当社社外監査役(現任)		

所有する当社株式数	3,988株	在任年数	12年	取締役会及び監査役会への出席状況(2019年度) 取締役会：100％(13回／13回) 監査役会：100％(18回／18回)
-----------	--------	------	-----	--

#### 社外監査役候補者とした理由

進藤直滋氏を社外監査役候補者とした理由は、長年にわたる公認会計士としての財務・会計の専門知識と経験を有し、客観的立場から当社の経営を監査することができるためであります。また、進藤直滋氏は、過去に社外取締役及び社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- 
- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 社外監査役候補者である進藤直滋氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、同証券取引所に対して独立役員として届け出ております。なお、当社の定める独立役員の独立性判断基準は、8頁に記載のとおりです。
3. 当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、進藤直滋氏は、当社との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。本議案が原案のとおり承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に対し損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として、その責任を負うものとします。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとします。
4. 上記株式数は、2020年3月31日現在の株式数に、2020年4月30日現在の持株会における保有持分を加算しております。

### 第3号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。当該補欠監査役候補者のうち、富沢克正氏は社外監査役以外の監査役の補欠の監査役として、山口留美氏は社外監査役の補欠の社外監査役として、それぞれ選任をお願いするものであります。

なお、本議案による選任の効力は、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

とみ ざわ かつ まさ

## 1 富沢克正 (1965年9月10日生)

### 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1989年4月	株式会社日本エアシステム入社	2012年10月	当社入社
2011年10月	株式会社パロックジャパンリミテッド入社	2013年4月	広報室長(現任)

所有する当社株式数 309株

#### 補欠監査役候補者とした理由

富沢克正氏は、事業会社において経理、財務等の部門に従事していたことに加え、当社入社後は、広報室長を務め、当社の業務全般に関する幅広い知識を有していることから、監査役に就任した場合にこれらの経験、知識を活かして当社の監査を行うことが期待できるものと考え、補欠の監査役として選任をお願いするものであります。

やま ぐち る み

## 2 山口留美 (1968年8月13日生)

社外 独立役員

### 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1991年4月	中央新光監査法人入所	<重要な兼職の状況> 公認会計士、税理士
1994年3月	公認会計士登録	
2007年8月	山口留美公認会計士事務所開設	
2012年3月	税理士登録	
	山口留美税理士事務所開設	

所有する当社株式数 一株

#### 補欠の社外監査役候補者とした理由

山口留美氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、公認会計士及び税理士として財務・会計・税務の専門知識と経験を有し、客観的立場から当社の経営を監査することが期待できるためであります。また、山口留美氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- 
- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 補欠の社外監査役候補者である山口留美氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしております。なお、当社の定める社外役員の独立性判断基準は、8頁に記載のとおりです。
3. 当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、山口留美氏が監査役に就任した場合は、当社との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に対し損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として、その責任を負うものとします。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとします。
4. 上記株式数は、2020年3月31日現在の株式数に、2020年4月30日現在の持株会における保有持分を加算しております。

## 社外役員の独立性判断基準

当社は、社外役員（社外取締役及び社外監査役）の独立性判断基準を以下のとおり定め、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、社外役員が、次の項目のいずれにも該当しない場合、当該社外役員は当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断する。

- ① 当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」と総称する）の業務執行者<sup>1</sup>又は過去10年間（但し、過去10年内のいずれかの時において当社グループの非業務執行取締役、監査役又は会計参与であったことのある者<sup>2</sup>にあっては、それらの役職への就任の前10年間）において当社グループの業務執行者であった者
- ② 当社グループを主要な取引先とする者<sup>3</sup>又はその業務執行者
- ③ 当社グループの主要な取引先<sup>3</sup>又はその業務執行者
- ④ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産<sup>4</sup>を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
- ⑤ 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
- ⑥ 当社グループから一定額を超える寄附又は助成<sup>5</sup>を受けている者（当該寄附又は助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の理事、その他の業務執行者）
- ⑦ 当社グループが借入れを行っている主要な金融機関<sup>6</sup>又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
- ⑧ 当社グループの主要株主<sup>7</sup>又は当該主要株主が法人である場合には当該法人の業務執行者
- ⑨ 当社グループが主要株主である会社の業務執行者
- ⑩ 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
- ⑪ 過去3年間において上記②から⑩に該当していた者
- ⑫ 上記①から⑪に該当する者（重要な地位にある者<sup>8</sup>に限る）の近親者等<sup>9</sup>

- \* 1 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず使用人を含む
- \* 2 当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対して製品又はサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先、その親会社及び子会社並びに当該親会社の子会社から成る企業集団をいう。以下同じ）であって、直近事業年度における取引額が、当該グループの年間連結売上高の2%を超える者
- \* 3 当社グループの主要な取引先とは、当社グループが製品又はサービスを提供している取引先グループであって、直近事業年度における取引額が、当社グループの年間連結売上高の2%を超える者
- \* 4 多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度における年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、年間1,000万円又は当該団体の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える金銭その他の財産上の利益をいう）
- \* 5 一定額を超える寄附又は助成とは、直近事業年度における、年間1,000万円又はその者の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える寄附又は助成をいう
- \* 6 主要な金融機関とは、直前事業年度末における全借入額が当社の連結総資産の2%を超える金融機関をいう
- \* 7 主要株主とは、議決権保有割合10%以上（直接保有、間接保有の双方を含む）の株主をいう
- \* 8 重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人並びに監査法人又は会計事務所に所属する者のうち公認会計士、法律事務所に所属する者のうち弁護士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員、理事及び監事等の役員、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう
- \* 9 近親者等とは、配偶者及び二親等内の親族をいう

#### 第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

健康上の理由により、任期途中の2019年8月22日に監査役を辞任された森治樹氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。退職慰労金贈呈の退任監査役の略歴は次のとおりです。

氏 名	略 歴
もり はる き 森 治樹	2012年6月 監査役 2019年8月 辞任により監査役退任

※当社は、2019年8月22日をもって社内監査役に対する退職慰労金制度を廃止することを取締役会で決議し、今後は社内監査役に対し退職慰労金を贈呈しないことといたしました。なお、社外取締役及び社外監査役に対する退職慰労金制度につきましても、2017年6月23日をもってすでに廃止しております。

以 上

(添付書類)

## 事業報告

2019年4月1日から2020年3月31日までの第88期について、当社グループの事業の概況をご報告申し上げます。

### I 企業集団の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、2019年10月からの消費税率引き上げの影響があり、かつ、米中貿易摩擦の激化に起因する輸出の低迷により、景気の足踏み感が見られました。海外経済については、米国を中心とした通商問題の動向や英国のEU離脱問題などが意識され、第4四半期に入ると、新型コロナウイルス感染症が世界中に拡大したことにより、社会生活と経済活動に深刻な影響を及ぼしています。

医薬品業界につきましては、2019年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019（骨太の方針2019）」に、前年度に引き続き当社の主要テーマである慢性腎臓病の予防に重点的に取り組むことが盛り込まれました。一方で、「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」に基づき、2021年度薬価改定の具体的な対象範囲などの課題について結論を得て、着実に改革を推進するとしています。また、同年10月には消費税率引上げに伴う臨時の薬価改定が行われ、改定率は業界全体で2.40%の引下げとなりました。

このような環境下で、当社グループは引き続き「信頼できるジェネリック医薬品」の普及に貢献するべく、ジェネリック医薬品の高品質維持と安定供給確保に注力するとともに、生産性及び効率性の向上に資する施策を一層推し進めてまいりました。

また、ジェネリック医薬品事業と並行して取り組んでいる、「高尿酸血症領域」や「自社開発創薬」に関しましても、他社とのアライアンスによる革新的な創薬テーマへのチャレンジや、国内外企業への導出活動を本格化しております。当社グループはまだ十分な治療薬がない病気に苦しむ患者さんのために、画期的な自社創薬の開発に取り組んでいます。

以下、事業別の概況と活動内容についてご報告いたします。

## 【医薬品事業】

### 1) 医療用医薬品

#### ①ジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品市場については、チェーン調剤やグループ病院を中心に価格を重視したメーカーの絞り込みが進んでいることや、オーソライズドジェネリックの台頭とそれに対抗するため各社の競争も相まって、厳しい事業環境が続きました。

当社においては、2019年6月に排尿障害改善薬の「シロドシンOD錠 2mg・4mg『ケミファ』」を発売しましたが、その他に予定していた大型品の上市が次年度以降に延期されたことにより、当期の発売は1成分2品目にとどまりました。

一方で、子会社である日本薬品工業株式会社（以下、日本薬品工業）において地場医薬品卸ルートとの取引を拡大するなど、グループで販売チャネルの多様化を進め、さらに新薬のプロモーションと合わせた情報提供活動を行うなどして売上の増加を図ったものの、薬価改定と市場競争の影響を補うまでには至りませんでした。

#### ②主力品・新薬

主力品であるアルカリ化療法剤「ウラリット-U配合散・同配合錠」（以下、ウラリット）につきましては、ジェネリック医薬品への置換えが進んでいるものの、日本薬品工業が販売するウラリットのジェネリック医薬品「クエンメット配合散・同配合錠」と合わせて当社グループで提供できる状況を活かし、痛風並びに高尿酸血症における酸性尿改善の重要性に関する普及活動を強化してきました。また、2019年2月から販売を開始している経口腸管洗浄剤の新薬「ピコプレップ配合内用剤」については、採用軒数や売上高は着実に増えているものの、採用先での回転率を上げることが課題となっています。

#### ③海外販売

海外での販売につきましては、当期末時点で韓国、タイ、中国の3カ国において5品目の販売を行っています。現在2品目を申請中であり、さらに複数品目の申請準備を進めています。

以上の結果、ジェネリック医薬品の売上高は前期比5.6%の減収、ウラリットをはじめとする主力品・新薬4品の売上高は12.3%の減収となり、医療用医薬品全体では5.9%の減収となりました。

なお、医療用医薬品の売上高比率を薬効別にみますと、循環器官用薬及び呼吸器官用薬32.4%、消化器官用薬16.4%、ウラリットなどの代謝性医薬品15.1%、神経系及び感覚器官用薬9.2%、病原生物用薬5.2%、腫瘍用薬3.3%、その他の医薬品18.4%となっています。

#### ④研究開発

抗うつ・抗不安薬「NC-2800」（オピオイドδ受容体作動薬）については、その新たな作用機序に基づく情動調節薬としての期待や、既存の抗うつ・抗不安薬の抱える問題を克服しうる可能性などが認められ、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下、AMED）の開発支援事業である「医療研究開発革新基盤創成事業（CiCLE）」に採択されており、引き続きその支援を受けながら開発を進めています。当期はフェーズⅠ試験に向けた準備を進めるとともに、国内外企業への導出に向け、その対象会社を絞り込んでまいりました。

同じくAMEDの支援を受けながら、当社と九州大学が共同で開発を進めてまいりました「NC-2600」（P2X4受容体拮抗薬）は、世界で初めてグリア細胞をターゲットとした神経障害性疼痛治療薬であり、フェーズⅠ試験の結果、ヒトにおいても中枢神経系に起因する副作用が起きにくい可能性が示唆されています。当期より広く国内外企業に対し導出活動を開始しており、早期の導出を目指しています。

また、当社グループの3つのミッションの1つである高尿酸血症領域で開発を進めている尿酸降下薬については、「NC-2500」（キサンチンオキシドレダクターゼ阻害薬）がフェーズⅠ試験を、「NC-2700」（URAT1阻害薬）については非臨床試験を終え、ともに他社への導出活動を行っており、共同開発なども含め、さまざまな可能性を検討しています。

さらに、スペインのSOMバイオテック社による、カルバンのハンチントン病などの運動性疾患を対象としたフェーズⅡ試験は、当期に試験を終了しその解析を行っています。

一方、将来にわたり有望な医薬品候補を生み出し続ける創薬手法のイノベーションを目指し、提携スキームなどを協議していたAI創薬ベンチャーの株式会社MOLCURE（以下、MOLCURE）との協業については、当期に特定の創薬ターゲット領域での共同研究をスタートさせました。

加えて2020年3月には、これまで培ったアルカリ化療法剤のノウハウを活かし、その可能性を広げることを企図して、創薬ベンチャーのDelta-Fly Pharma株式会社（以下、Delta-Fly Pharma）と、がん微小環境改善剤「DFP-17729」に関するライセンス契約を締結しています。

#### ⑤生産体制

日本薬品工業の子会社である、Nippon Chemiphar Vietnam Co., Ltd.（以下、NC-VN社）のベトナム工場における生産品目は4品目となり、順調に国内工場からの製造移管が進んでいます。その一方、つくば工場ではジェネリック医薬品新発売品の製造や新薬の受託製造を担っており、コスト競争力の高いベトナム工場へ品目移管を進めて原価低減を図るとともに、マザー工場の位置づけとなるつくば工場においては、高い技術力を活かして付加価値を創出することで、当社グループ製造部門の生産性の向上を目指しています。

## 2) 臨床検査薬

当期は、理化学研究所と開発を進め、2019年10月に製造販売認証を得たアレルギースクリーニング検査キット「ドロップスクリーン 特異的IgE 測定キット ST-1」（以下、ドロップスクリーン）と、その測定装置である「ドロップスクリーンA-1」（製造販売元：上田日本無線株式会社）について、2020年2月に富士フィルム和光純薬株式会社と国内で共同販売を開始いたしました。ドロップスクリーンは、「微量採血で受診者の負担を軽減し、アレルギー検査をより身近に」というコンセプトで開発された検査キットで、1滴の血液から41項目のアレルギー検査を、30分という短時間で実施できる画期的な検査機器であり、販売開始前から多くの医療機関よりお問い合わせをいただいています。

また、自社開発のアレルギー検査薬「オリトンIgE『ケミファ』」（以下、オリトン）につきましては、中国企業への技術支援を通し中国での展開を図っていましたが、2019年10月に同製品の測定試薬ラインナップ60品目のうち数品目について中国の監督局である中華人民共和国国家食品薬品监督管理局（NMPA）の承認を取得することができました。今後も順次、承認品目が増えていく見通しです。

以上により、医薬品事業全体の売上高は30,632百万円（前期比6.3%減）、営業利益は334百万円（前期比75.7%減）となりました。

### 【その他】

受託試験事業、ヘルスケア事業及び不動産賃貸事業である「その他」の事業では、受託試験事業を行っている子会社の売上が前年度に好調であった反動から、売上高は1,123百万円（前期比25.1%減）となり、営業利益は29百万円（前期比66.2%減）となりました。

以上の結果、当期の各セグメントを通算した業績は、連結売上高が31,756百万円（前期比7.1%減）、連結営業利益が364百万円（前期比75.1%減）、連結経常利益が307百万円（前期比79.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益が436百万円（前期比50.5%減）となりました。

## 2. 事業別売上高

事業の種類別セグメント	前期 第87期	当期 第88期	増減額	増減率
医薬品事業	32,682百万円	30,632百万円	△2,049百万円	△6.3%
その他	1,500百万円	1,123百万円	△376百万円	△25.1%
合計	34,182百万円	31,756百万円	△2,425百万円	△7.1%

(注) 売上高は、セグメント間の売上高を相殺しております。

## 3. 医薬品事業の売上高 (当社グループ)

区 分	金 額	構 成 比 率
循環器官用薬及び呼吸器官用薬	9,011百万円	32.4%
消化器官用薬	4,545百万円	16.4%
代謝性医薬品	4,197百万円	15.1%
神経系及び感覚器官用薬	2,565百万円	9.2%
病原生物用薬	1,439百万円	5.2%
腫瘍用薬	921百万円	3.3%
その他の医薬品	5,110百万円	18.4%
医療用医薬品計	27,792百万円	100.0%
その他の売上高	2,840百万円	—
医薬品事業合計	30,632百万円	—

4. 財産及び損益の状況の推移  
(当社グループ)

区 分	2016年度 第 85 期	2017年度 第 86 期	2018年度 第 87 期	2019年度 第 88 期 (当連結会計年度)
売上高	35,689百万円	35,331百万円	34,182百万円	31,756百万円
経常利益	2,849百万円	1,696百万円	1,512百万円	307百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	2,054百万円	1,160百万円	881百万円	436百万円
1株当たり 当期純利益金額	530.02円	315.28円	245.11円	121.42円
総資産	47,002百万円	46,698百万円	46,926百万円	45,862百万円
純資産	17,355百万円	17,487百万円	17,863百万円	17,392百万円
1株当たり純資産額	4,548.80円	4,859.86円	4,963.24円	4,830.92円

- (注) 1. 2016年10月1日に普通株式10株につき1株の割合での株式併合を実施したため、第85期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益金額、1株当たり純資産額を算定しております。
2. 『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』を第87期より適用しておりますが、ご参考までに、第86期については当該会計基準に組み替えた数値を記載しております。

(当社)

区 分	2016年度 第 85 期	2017年度 第 86 期	2018年度 第 87 期	2019年度 第 88 期 (当事業年度)
売上高	30,333百万円	29,867百万円	27,256百万円	25,273百万円
経常利益又は 経常損失(△)	1,289百万円	769百万円	574百万円	△309百万円
当期純利益	1,079百万円	748百万円	479百万円	86百万円
1株当たり当期純利益金額	275.56円	201.11円	131.89円	23.77円
総資産	34,958百万円	34,823百万円	34,338百万円	32,538百万円
純資産	11,608百万円	11,191百万円	11,232百万円	10,457百万円
1株当たり純資産額	3,007.63円	3,071.60円	3,081.90円	2,867.40円

- (注) 1. 2016年10月1日に普通株式10株につき1株の割合での株式併合を実施したため、第85期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益金額、1株当たり純資産額を算定しております。
2. 『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』を第87期より適用しておりますが、ご参考までに、第86期については当該会計基準に組み替えた数値を記載しております。

5. 資金調達の状況  
特に記載すべき重要な事項はございません。
6. 設備投資の状況  
該当事項はございません。
7. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況  
該当事項はございません。
8. 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はございません。
9. 吸収合併または吸収合併による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はございません。
10. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
該当事項はございません。

## 11.対処すべき課題

当社グループは「医薬品を中核としたトータルヘルスケアで人々の健康で豊かな生活に貢献することを経営理念とし、国内外において存在価値のある企業グループとして発展することを目指しています。この経営理念のもと、当社はグループの経営課題としてかねてより以下の3つのミッションを掲げています。

- i) ジェネリック医薬品市場におけるプレゼンスを確立する
- ii) ウラリットを核として高尿酸血症領域でのフロントランナーを目指す
- iii) 自社開発創薬により社会に貢献する

さらに、将来にわたる当社グループの成長持続のためには、国内のみならず海外での事業拡大が不可欠と考えており、2015年度からは

- iv) 海外の事業基盤確立

を「3つのミッションプラス1」として加え、これらの達成を経営戦略の中心に据え、日々事業に取り組んでいます。

2019年度末から続く新型コロナウイルス感染症の拡大は世界中の社会・経済活動に深刻な影響を及ぼしており、さらに、その影響が長期化されることが懸念されております。医薬品業界についても、患者さんの受診抑制などにより、2020年度第1四半期は前年同期比5%前後の需要減少が見込まれるとの民間調査機関の試算もあるなど、厳しい状況が予想されます。当社グループにおいては、MRの病院への訪問が著しく制限されているなか、WEBやEメールを活用するなどして、医療機関の要望に沿う形で情報提供活動を展開し、その影響を最小限にすべく取り組んでいます。また、感染症拡大防止及び予防のため、工場を除く従業員の勤務形態を原則在宅勤務とし、出張禁止やWEB会議の利用など様々な対応を行うことで、全ての医療関係者及び従業員の安全を確保しつつ、ベトナム工場を含めた製造ラインの稼働を維持し医薬品の安定供給に支障が出ることが無いように努めております。

なお、当期の具体的な当社グループの対処すべき課題は以下のとおりです。

### 【販売】

#### 1) 国内販売

当社がジェネリック医薬品事業に本格的に進出して20年を迎えますが、近年ではオーソライズドジェネリックの台頭やそれに対抗するための競争激化に加え、価格帯集約化といった薬価の改定など、ジェネリック医薬品を取り巻く環境が大きく変化していることから、当社事業についても抜本的な改革が必要となっています。斯かる状況に対応するために、2021年3月期において、ジェネリック医薬品事業のグループ内サプライチェーンの効率化、経費・人件費の適正化に加え、ITを活用した販売体制をスピード感をもって構築し、今後、想定される将来環境の変化においても利益を上げられる事業構造への転換を図ってまいります。また、2020年6月発売予定品の情報提供活動については、当社製品の長長を一つでも多くの医療機関に対してお伝えするため、これまでよりも販売体制づくりを早め、各種の準備に万全を期して臨んでいきます。

主力品のウラリットについては、今後も腎臓内科、泌尿器科、代謝系内科などの専門医から得

られた痛風・高尿酸血症における酸性尿の改善及びアシドーシスの酸塩基平衡改善の重要性を示すデータを活用しながら、医師・薬剤師などの医療関係者はもとより、患者さんへの有用な情報の発信を続け、痛風・高尿酸血症における尿アルカリ化療法の啓発、認知向上に努めてまいります。また、「骨太の方針2019」でも慢性腎臓病（以下、CKD）予防への取り組みが取り上げられる中、引き続き東北大学で進められている尿アルカリ化薬とCKDの関連を解明する臨床研究への協力を行うとともに、そのデータを活用し、他社とのアライアンスの中で早期に成果を臨床現場に届ける可能性を探っていくほか、さらに、この研究データにもとづくクエン酸塩の健康食品の開発など、新しい展開を検討してまいります。

ピコプレップ配合内用剤については、本剤の特長である患者受容性のメリットを訴求していくとともに、大口既採用先での回転率アップにフォーカスした活動に注力していきます。

さらに、製品ポートフォリオ強化の一環としてジェネリック医薬品事業とのシナジーを創出することを企図し、2020年5月、マイランEPD合同会社との間でマクロライド系抗生物質製剤「クラリシッド<sup>®</sup>」3製品の日本における販売移管、商標権使用許諾及び製造販売承認の承継に関する基本契約を締結いたしました。当製品については、2020年7月1日付で販売移管し、以後は当社が同製品の販売及び情報提供・収集活動を行います。その後、厚生労働省などへの必要な全ての手続きを経て製造販売承認を承継する予定です。

## 2) 海外販売

海外においては、ASEAN、中国などで申請中の品目について早期に承認を得るとともに、申請準備段階にある品目についてもなるべく早く申請手続きに入り、品目数の拡大を図ってまいります。同時に、各地域における信頼できるパートナーの発掘にも尽力し、展開エリアを拡大していきます。

### 【研究開発】

新薬の研究開発については、領域を絞り込み、その領域の第一人者との共同研究を推進することを基本方針としています。そのうえで探索研究に重点を置き、得られた成果を早期段階で導出することで、開発上のリスクを軽減しつつ効率的に開発を進めていきます。この方針のもと、現在のパイプラインである、NC-2500(キサンチンオキシドレダクターゼ阻害薬)、NC-2600 (P2X4受容体拮抗薬)、NC-2700 (URAT1阻害薬) のユニークな特性などを国内外の企業へアピールし、導出交渉を進めていきます。特にNC-2600については、神経障害性疼痛に限らず、その他の具体的な適応症の可能性についても探索するなど、ファースト・イン・クラスとしての可能性を深掘りしながら、さらなる導出機会を創出し化合物の価値を高めていきます。また、NC-2800 (オピオイドδ受容体作動薬) については、AMEDの支援のもとで2021年のフェーズ I 試験開始を目指し準備を進めつつ、早期導出を実現してまいります。加えて、AI創薬ベンチャーMOLCUREとの共同研究により、最新の創薬技術導入にチャレンジするとともに、2020年3月に当社と締結したライセンス契約に基づき、当社と創薬ベンチャーDelta-Fly Pharmaによる抗がん剤新薬の開発もスタートし、将来のパイプライン充実に向けた基盤づくりが進んでまいります。

ジェネリック医薬品の研究開発につきましては、収益性を重視した戦略への転換を進めており、他社競争優位性のある品目の開発や、国内外企業との共同開発にも積極的に取り組み、特長のある製品の品揃えに努めてまいります。また、海外で本格的に自社製品を販売するために、2019年4月にGE開発部の業務を分割し「海外技術開発部」を創設いたしました。現在は開発品目を選定し、数年後の海外先行発売を目指して準備を進めているところです。さらに、原薬のコスト低減などサプライチェーン全体のコスト見直しにも取り組んでいきます。

#### 【臨床検査薬事業】

2020年2月に販売を開始したドロップスクリーンについては、販売パートナー企業とともに「アレルギースクリーニング検査の院内測定」の啓発、普及を促進してまいります。また、その製品特長を活かし欧州やアジアでの展開を早期に実現していきたいと考えています。

アレルギー検査薬「オリトン」については、中国での展開のための準備を進めてまいりましたが、アレルギー検査薬の承認品目数が一定程度揃う目途がついたことから、来年度から現地パートナーと共同で中国マーケットにおいて市場を形成することを目指してまいります。

#### 【生産体制】

NC-VN社ベトナム工場への製造移管を進め、同工場の稼働が通常操業の状態に近づくと、製造コストが国内での製造と比較して2割から3割程度低減できることが見込まれ、当社グループの製造能力は年間14億錠から段階的に20億錠へ拡大します。今後もコストメリットが見込める品目を中心に国内工場から移管を進め、グループ全体で製造コストの削減に取り組んでまいります。さらに、将来的には同工場を現地での開発やASEAN諸国への販売拡大の足掛かりとすることも目指しており、当社グループが海外での事業展開を拡大していくためにも、ベトナム工場の価値を最大限に引き上げていきたいと考えています。

#### 【品質保証】

製造品目数や生産能力の拡大に伴い、原薬を含めた取扱製剤に対する品質管理の重要性が増しております。今後も日本薬品工業と連携のうえ、国内外の製剤及び原薬製造所への査察を強化し、自社製販品のみならず、導入品も含めた品質の確保に努めてまいります。

#### 【労働環境】

当社は、ダイバーシティ推進を重要な経営課題の一つと位置づけており、性別、年齢、国籍、障がいの有無、キャリアや働き方に対する価値観などが異なる多様な人材が、その個性や能力を十分に発揮することにより、会社がより大きく成長していくことができると考えています。これまで、「ノー残業デーの設定」や「20時以降の時間外労働の原則禁止と朝残業の推奨」など、長時間労働防止への取り組みを進めてまいりましたが、近年では「有給休暇の事前登録制度の導入」や「男性の育児休業取得を義務化」などを実施し、より一層のワークライフバランス向上を図ることで、社員と会社の健全な発展を目指しています。

## 12. 重要な親会社及び子会社の状況

## (1) 親会社の状況

該当事項はございません。

## (2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
日本薬品工業株式会社	160百万円	100.0%	医薬品の製造・販売
株式会社化合物安全性研究所	250百万円	100.0%	安全性試験の受託等
Nippon Chemiphar Vietnam Co., Ltd.	13,500千米ドル	100.0%	医薬品の製造

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

## (3) 企業結合の経過

該当事項はございません。

## (4) 企業結合の成果

該当事項はございません。

## 13. 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

医薬品及び臨床検査薬等の製造・販売

医薬品等の安全性試験の受託

健康食品等販売

#### 14. 主要な営業所等（2020年3月31日現在）

##### (1) 当社の主要な営業所等

本社	〒101-0032	東京都千代田区岩本町2-2-3
札幌支店	〒060-0007	北海道札幌市中央区北七条西13-9-1 塚本ビル7号館7階
仙台支店	〒980-0013	宮城県仙台市青葉区花京院1-1-20 花京院スクエア18階
東京支店	〒101-0032	東京都千代田区岩本町2-2-3
関越支店	〒331-0812	埼玉県さいたま市北区宮原町2-110-12 リラ第3ビル2階
名古屋支店	〒460-0002	愛知県名古屋市中区丸の内1-15-20 ie丸の内ビルディング5階
大阪支店	〒550-0004	大阪府大阪市西区靱本町2-3-2 なにわ筋本町MIDビル8階
広島支店	〒730-0856	広島県広島市中区河原町1-26 広島県環衛ビル3階
福岡支店	〒812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-35 博多プライムイースト4階
創薬研究所	〒341-0005	埼玉県三郷市彦川戸1-22
東日本物流センター	〒279-0032	千葉県浦安市千鳥11-1ランドポート浦安 (大塚倉庫株式会社首都圏中央センター内)
西日本物流センター	〒651-1516	兵庫県神戸市北区赤松台1-2-63 (大塚倉庫株式会社西日本ロジスティクスセンター内)

(注) 1. 大阪支店は2019年6月10日に、次の所在地から移転しております。

〒550-0002 大阪府大阪市西区江戸堀2-1-1  
江戸堀センタービル15階

2. 東日本物流センターは2019年9月17日に、次の所在地から移転しております。

〒344-0122 埼玉県春日部市下柳588

(丸天運送東日本物流センター内)

##### (2) 主要な子会社

日本薬品工業株式会社

〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-2-3

株式会社化合物安全性研究所

〒004-0839 北海道札幌市清田区真栄363-24

Nippon Chemiphar Vietnam Co., Ltd.

ベトナム社会主義共和国ビンズン省

15. 従業員数（2020年3月31日現在）

事業の種類別セグメント	従業員数
医薬品事業	710名（164名）
その他	63名（28名）
全社（共通） （社員）	34名（4名）
合計	807名（196名）

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。  
2. 従業員数欄の（外書）は、嘱託及び臨時従業員数であります。

16. 主要な借入先（当社）（2020年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	2,438 百万円
株式会社あおぞら銀行	1,458 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,306 百万円
株式会社みずほ銀行	1,213 百万円
株式会社横浜銀行	969 百万円
株式会社きらぼし銀行	810 百万円
三井住友信託銀行株式会社	777 百万円
株式会社日本政策投資銀行	537 百万円
株式会社北陸銀行	477 百万円
日本生命保険相互会社	318 百万円

## II 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 15,400,000株
2. 発行済株式の総数 4,261,420株（自己株式623,103株を含む）
3. 当期末株主数 4,994名（前期比414名増）
4. 大株主の状況（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ジャパソフアルシム株式会社	714 千株	19.6 %
豊島薬品株式会社	242 千株	6.6 %
日本生命保険相互会社	144 千株	3.9 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	135 千株	3.7 %
今村均	126 千株	3.4 %
山口一城	104 千株	2.8 %
ゼリア新薬工業株式会社	93 千株	2.5 %
株式会社きらぼし銀行	75 千株	2.0 %
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	75 千株	2.0 %
日本ケミファ従業員持株会	65 千株	1.7 %

(注) 1. 当社は、自己株式623千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

事業年度末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	第3回新株予約権 (2014年8月5日発行)	第4回新株予約権 (2017年8月1日発行)
発行決議の日	2014年6月27日	2017年6月23日
役員の保有状況	40個 (5名)	44個 (5名)
うち取締役 (社外取締役を除く)	40個 (5名)	44個 (5名)
うち社外取締役	—	—
うち監査役	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 4,000株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 4,400株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額	払込みを要しない	払込みを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個につき 519,000円	新株予約権1個につき 541,400円
新株予約権の行使期間	2017年8月6日から 2020年8月5日まで	2020年8月2日から 2023年8月1日まで
新株予約権の行使の条件	(注)	(注)

(注) 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- (i) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」）が当社の役員又は従業員の地位（以下「権利行使資格」）を喪失した場合（但し、新株予約権者が任期満了又は定年により権利行使資格を喪失した場合を除く。）は、新株予約権は直ちに失効し、以後行使できないものとします。
- (ii) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者が死亡した日から3ヶ月が経過する前に新株予約権者の相続人による新株予約権に関する遺産分割協議その他の相続手続が完了した場合に限り、新株予約権の相続を認めます。
- (iii) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとします。
- (iv) 新株予約権の行使についてのその他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結している新株予約権割当契約に定めるところによります。

#### IV 会社役員に関する事項

##### 1. 取締役、監査役及び執行役員の状況（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 代表執行役員社長	やま ぐち かず しろ 山 口 一 城	ジャパンソファルシム株式会社代表取締役
取 締 役 専 務 執 行 役 員	くつわ だ まさ のり 轡 田 雅 則	経営全般補佐／リスク管理・法令等遵守・薬事管理室・総務部・人事部・海外事業部担当
取 締 役 常 務 執 行 役 員	やま かわ とみ お 山 川 富 雄	開発企画部担当兼創薬研究所長
取 締 役 執 行 役 員	やす もと まさ ひで 安 本 昌 秀	情報システム部・広報室担当兼経営企画部長 株式会社化合物安全性研究所取締役
取 締 役 執 行 役 員	はたけ だ やすし 畑 田 康	製剤技術開発部・海外技術開発部担当兼医薬事業本部長 ジャパンソファルシム株式会社取締役
取 締 役	はら だ ゆう じ 原 田 裕 司	アルヒ株式会社常勤社外監査役
取 締 役	よし の まさ き 吉 野 正 己	弁護士 ヤマハモーターロボティクスホールディングス株式会社社外 取締役（監査等委員） 株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールデ ィングス社外取締役（監査等委員）
常 勤 監 査 役	なか むら ゆう じ 中 村 裕 二	
監 査 役	たか はし つよし 高 橋 剛	弁護士
監 査 役	しん どう なお しげ 進 藤 直 滋	パーソルホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）
執 行 役 員	なか じま しん じ 中 島 慎 司	グループ購買・営業管理センター担当兼管理部長
執 行 役 員	なか い とし き 仲 井 俊 樹	臨床検査薬事業部・メディカルアフェアーズ部担当兼信頼性 保証総括部長
執 行 役 員	はや みず こう き 速 水 康 紀	開発企画部長

- (注) 1. 取締役小山剛氏及び畠山正誠氏は、2019年6月21日開催の第87回定時株主総会最終時に任期満了により退任いたしました。
2. 取締役吉野正己氏は、2019年6月21日開催の第87回定時株主総会において新たに選任され、同日就任いたしました。
3. 常勤監査役森治樹氏は、2019年8月22日付で辞任し、同日付で、補欠監査役の中村裕二氏が常勤監査役に就任しております。
4. 取締役原田裕司氏及び吉野正己氏は、社外取締役であります。
5. 監査役高橋 剛氏及び進藤直滋氏は、社外監査役であります。
6. 監査役進藤直滋氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 取締役原田裕司氏及び吉野正己氏、並びに監査役高橋 剛氏及び進藤直滋氏につきましては、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。

## 2. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	報酬等の額
取 締 役	9名	153百万円
監 査 役	4名	24百万円
合 計	13名	177百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与（45百万円）は含まれておりません。  
 2. 取締役及び監査役の報酬等の額には、当事業年度中に増加した役員退職慰労引当金繰入額18百万円（取締役17百万円、監査役0百万円）を含めております。  
 3. 取締役の報酬等の額は、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額1百万円を含めております。  
 4. 取締役の報酬限度額は、1991年6月27日開催の第59回定時株主総会において月額27百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。  
 5. 上記4.とは別枠で、ストック・オプションとして取締役に付与する新株予約権に関する報酬等の限度額は、2017年6月23日開催の第85回定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。  
 6. 監査役の報酬限度額は、1991年6月27日開催の第59回定時株主総会において月額3百万円以内と決議いただいております。  
 7. 上記のほか、2017年6月23日開催の第85回定時株主総会決議及び2019年6月21日開催の第87回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。  
 退任取締役 2名 14百万円（うち社外取締役1名 3百万円）

## 3. 社外役員に関する事項

### (1) 社外役員の兼職その他の状況

地 位	氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
取 締 役	原 田 裕 司	アルヒ株式会社常勤社外監査役
取 締 役	吉 野 正 己	ヤマハモーターロボティクスホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員） 株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス社外取締役（監査等委員）
監 査 役	高 橋 剛	該当事項なし
監 査 役	進 藤 直 滋	パーソルホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 社外役員が兼職している他の法人と当社の間には特別の関係はありません。  
 2. 社外監査役進藤直滋氏は、2020年3月期にかかる株主総会をもってパーソルホールディングス株式会社社外取締役を退任予定です。

## (2) 社外役員の主な活動状況

地 位	氏 名	取締役会 出席状況 (出席率)	監査役会 出席状況 (出席率)	取締役会及び監査役会における 発言その他の活動状況
取 締 役	原 田 裕 司	13回／13回 (100%)	—	金融機関やメーカー等における経営及び海外事業に関する豊かな業務経験に基づき、当社の経営全般に対し、意見を述べるなど、社外取締役として独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取 締 役	吉 野 正 己	10回／10回 (100%)	—	弁護士としての専門性と豊富な経験に基づき、当社の経営全般に対し、意見を述べるなど、社外取締役として独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監 査 役	高 橋 剛	13回／13回 (100%)	18回／18回 (100%)	弁護士としての専門的な見地から公正な意見の表明を行い、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監 査 役	進 藤 直 滋	13回／13回 (100%)	18回／18回 (100%)	公認会計士としての専門的な見地から公正な意見の表明を行い、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(注) 社外取締役吉野正己氏につきましては、2019年6月21日就任後の状況を記載しております。

## (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員として有能な人材を迎えることができるよう、社外役員との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、社外取締役原田裕司氏及び吉野正己氏、並びに社外監査役高橋 剛氏及び進藤直滋氏それぞれとの間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外役員が任務を怠ったことによって当社に対し損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として、その責任を負うものとします。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外役員がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとします。

(4) 社外役員の報酬等の総額

	支給人数	報酬等の総額
社外役員の報酬等の総額	5名	22百万円

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

有限責任監査法人 トーマツ

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	37百万円
当社及び連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額につきまして、同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、Nippon Chemiphar Vietnam Co., Ltd.は当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「収益認識基準」に関する助言・指導業務についての対価を支払っております。

(4) 解任又は不再任の決定の方針

当社都合のほか、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断された場合、その事実に基づき監査役会は当該会計監査人の解任又は不再任を株主総会の付議議案とすべきかどうかを審議します。

5. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき2006年5月12日開催の取締役会において内部統制基本方針を制定し、その後、社会情勢の変化に鑑み、適宜改正しております。

- ① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
  - i) 日本ケミファ法令等遵守行動基準を定め、当社の役員・使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、法令等遵守担当取締役を委員長とする法令等遵守推進委員会を設置し、同委員会が中心となって当社の役員・使用人の教育等を行う。
  - ii) 社長直轄の内部監査部門は、法令等遵守推進委員会と連携の上、法令等遵守の状況を監査する。これらの活動結果は、必要に応じて取締役会に報告されるものとする。
  - iii) 法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として、常勤監査役、法令等遵守担当役員、法令等遵守推進委員会事務局、及び社外監査役、顧問弁護士等の中から法令等遵守推進委員会が定める1人又は複数の者宛てのホットラインである「Nippon Chemiphar Hot Line」を設置・運営する。この場合、通報者の希望により匿名性を保証するとともに、通報者に不利益が無いことを確保する。
  
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
  - i) 文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を電磁的記録その他各種の記録及び書面文書（以下、「文書」という。）に記録し、保存する。
  - ii) 取締役及び監査役は、常時これらの文書を閲覧できる。
  
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - i) 当社の経営に重大な影響を及ぼす種々のリスクを把握するとともに、リスクに係る管理体制の整備、発現したリスクへの対応等を行うため、リスク管理規程を制定する。
  - ii) リスク管理規程に基づきリスク毎の責任部署を定め、当社のリスクを総合的に管理するため、リスク管理担当取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置する。同委員会は当社のリスク管理について、定期的に取り締役に報告する。
  - iii) コンプライアンス及び情報セキュリティに関するリスクについては、リスク管理委員会の下部組織として設置する法令等遵守推進委員会及び情報セキュリティ委員会が所管する。
  - iv) 内部監査部門は、リスク管理委員会と連携の上、各部署のリスク管理の状況を監査する。
  
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - i) 取締役会は経営方針及び中長期経営計画を策定し、これに基づき役員・使用人が共有する経営目標を定める。
  - ii) 経営目標達成のために、各執行役員は取締役会により分配された権限に基づく具体的目標と効率的な達成の方法を定める。

- iii) 執行役員会議は定期的に、各執行役員の目標達成進捗状況をレビューし、改善を促す。
  - iv) 執行役員会議のレビューを受けて取締役会は当初の経営方針及び中長期経営計画あるいは経営目標の妥当性を議論し、職務執行の効率化の観点から、必要がある場合は随時見直す。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- i) 子会社に対して、職務執行に係る事項について定期的に報告させるとともに、必要の都度、その報告を求めることができる。
  - ii) リスク管理委員会で、当社及び子会社（以下、「日本ケミファグループ」という。）のリスクを総合的に管理するとともに、子会社毎に担当執行役員を任命し、担当子会社がコンプライアンス及び情報セキュリティに関するリスクも含めたリスク管理体制を構築するよう指導する。
  - iii) 企業集団としての事業活動を行うために必要な基本事項をグループ管理規程に定め、その適切な運用により、子会社取締役の職務の執行の効率性の向上を図る。
  - iv) 子会社に日本ケミファ法令等遵守行動基準を適用し、法令等遵守推進委員会がグループ全体のコンプライアンス・リスクを管理する体制とし、また、「Nippon Chemiphar Hot Line」を子会社の使用人が利用できるように運営する。
  - v) 日本ケミファグループに属する会社間の取引は、法令・会計原則その他の社会規範に照らし適切なものでなければならない。
  - vi) 内部監査部門は、日本ケミファグループにおける内部監査を実施又は統括し、日本ケミファグループの内部統制の有効性と妥当性を確保する。
  - vii) 監査役は、日本ケミファグループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を実効的かつ適切に行えるよう会計監査人及び内部監査部門と協働して適切な体制を構築する。
- ⑥ 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- i) 監査役は、内部監査部門の使用人あるいはその業務を行うに適切な部署の使用人を補助者（以下、「補助者」という。）として、監査業務に必要な事項を命令することができる。
  - ii) 補助者は、監査役の監査業務に関する命令に関して、会社の指揮命令を受けないものとする。また、補助者の人事異動等については、監査役会の意見を尊重するものとする。
  - iii) 補助者が、監査役の監査業務に関する命令を受けたときは、専らその指揮命令に従うものとする。

- ⑦ 当社及び子会社の取締役・使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- i) 日本ケミファグループの役員・使用人は、法定の事項、日本ケミファグループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況を監査役会に対してすみやかに報告する。
  - ii) 報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、監査役会との協議により決定する。
  - iii) 日本ケミファグループは、監査役会へ報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、不利な取り扱いを受けないことを確保する。
- ⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑨ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役会は、代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的な意見交換会を開催する。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- i) 日本ケミファグループの財務報告の信頼性を確保するため、全社統制及び業務プロセスにおける文書化など体制整備を進める。
  - ii) 構築した体制を運用し、その評価及び改善を適宜行い、財務報告の重要な事項に誤りが発生するリスクを低減することに努める。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況
- i) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、これらとかわりのある企業、団体とはいかなる関係も持たない旨を日本ケミファ法令等遵守行動基準に定め、日本ケミファグループの役員・使用人全員に周知徹底する。
  - ii) 平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や弁護士などと緊密に連携を取り、組織全体としてすみやかに対処する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

### ① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

法令等遵守推進委員会を定期的開催し、内部通報制度である「Nippon Chemiphar Hot Line」の利用状況の報告や法令等遵守行動基準に関連する事項の検討、社内規程整備状況の確認、教育啓発活動等を実施しており、これらの実施状況は1年に2回、取締役会及び執行役員会議に報告されています。同委員会には社長室内部監査課がオブザーバーとして参加しており、両組織の連携によりコンプライアンスの実効性が確保されています。

また、独立社外取締役2名及び独立社外監査役2名が連携し、主に取締役会における発言が積極的に行なわれる機会を設けることで、監督・監査機能を強化しています。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書管理規程に基づき、株主総会や取締役会等の重要な会議の議事録、稟議書、会計書類その他取締役の職務の執行に係る文書は、その種類ごとに定められた保存期間、適切に保存・管理されており、取締役及び監査役は常時閲覧できます。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程に基づき定期的開催するリスク管理委員会では、各責任部署（子会社を含む）が抽出したリスクについて対応状況のモニタリングを行なうことでリスク低減に努めており、この活動状況は1年に2回、取締役会及び執行役員会議に報告されています。なお、コンプライアンスに関するリスクについては上述のとおり、同委員会の下部組織として設置されている法令等遵守推進委員会が、情報セキュリティに関するリスクについては、同様の位置付けの情報セキュリティ委員会が所管しており、この活動状況も同時に取締役会及び執行役員会議に報告されています。また、この2つの委員会にも社長室内部監査課はオブザーバーとして参加しており、リスク管理の実効性確保に寄与しています。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

17頁に記載の「3つのミッションプラス1」を経営方針とし、この経営方針を具体化する方策として、取締役会は3ヶ年の中期経営計画を策定しています。各執行役員は同計画遂行に向けて1年ごとに担当部門の事業計画を作成し、執行役員会議でその進捗状況が適宜レビューされています。このレビューを総括することにより現中期経営計画は毎年ロールオーバーされる仕組みとなっています。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
関係会社管理規程に基づいて四半期ごとに関係会社代表者会議が開催され、当社グループ間取引も含めた子会社の事業運営に関する重要な事項について適宜情報交換や協議が行われています。  
当社監査役は、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通や情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、子会社へ赴き事業及び財産の状況を調査しています。  
また、子会社は当社リスク管理委員会及びその下部委員会、当社の担当執行役員、社長室内部監査課による複合的な統制によってその業務の適正が確保される体制となっています。なお、子会社の使用人が「Nippon Chemiphar Hot Line」を利用できる旨周知徹底されています。
- ⑥ 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査役を補助する監査役付という職制を設け、補助業務については会社ではなく監査役の指揮命令に服すること、監査役付の人事異動等については監査役の意見を尊重することにつき、監査役会規則に則った運用がなされています。
- ⑦ 当社及び子会社の取締役・使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制  
監査役は、取締役会や執行役員会議等の重要な会議（重要な子会社の取締役会を含みます。）に出席し、取締役、主要な部門長、子会社の取締役等から業務の執行状況を聴取するほか、それらの者は監査役に対し、適宜業務執行状況を報告しています。  
常勤監査役及び社外監査役の1人（弁護士）は、当社内部通報制度である「Nippon Chemiphar Hot Line」の通報先に指定されており、企業活動全般における不正や懸念事項について直接通報を受ける体制が構築されています。この場合、通報者が通報したことにより不利益を受けることがないことを内部通報規程が保障しています。
- ⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役監査基準に従い、監査の実効性を確保するために監査役職務の執行上必要と見込まれる費用については予算を計上しており、計上された予算執行は原則的に拒絶されません。緊急又は臨時に拠出した費用につきましては、法令に則って会社が前払い又は償還をしています。なお、監査役は監査費用の支出にあたってその効率性及び適正性に留意しています。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役は、代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を実施しています。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制  
全社統制及び業務プロセスにおける文書化については、社長室内部監査課が年間計画に基づいて整備・運用状況の評価を実施し、その状況は定期的に、取締役会及び監査役会で報告されています。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況  
反社会的勢力とはいかなる関係も持っていません。また、加盟する公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会と連絡を密にすることにより、関係情報収集に努めています。
- ⑫ その他  
2018年度において、炭酸ランタンOD錠の販売に関し、公正取引委員会に対して課徴金減免制度の適用申請を通じて自主的に違反行為を申告するとともに、徹底した社内調査を実施したところ、カルバン錠についても過去に同様の違反行為があったことが判明したことから、カルバン錠に関しても自主的に課徴金減免制度の適用申請を行いました。当社は、一貫して公正取引委員会の調査に協力するとともに、再発防止策の徹底に努め、同様の事案が二度と発生しないように法令を遵守してまいりました。  
これらが評価されたことにより、当社は、排除措置命令及び課徴金納付命令のいずれも受けておりませんが、事態を厳粛かつ真摯に受け止め、今後も引き続きコンプライアンスの強化及び再発防止の徹底を図るとともに、信頼回復に努めてまいります。

## 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当 期 (2020年3月31日)	(ご参考) 前 期 (2019年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>	<b>29,314</b>	<b>28,668</b>
現金及び預金	10,079	9,333
受取手形及び売掛金	7,368	7,963
電子記録債権	3,993	4,795
商品及び製品	4,400	4,351
仕掛品	1,249	893
原材料及び貯蔵品	1,615	1,125
未収還付法人税等	161	—
その他	446	205
<b>固定資産</b>	<b>16,547</b>	<b>18,256</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>13,185</b>	<b>13,790</b>
建物及び構築物	5,521	5,804
機械装置及び運搬具	2,014	2,247
工具、器具及び備品	344	391
土地	5,064	5,064
リース資産	240	264
建設仮勘定	—	17
<b>無形固定資産</b>	<b>324</b>	<b>375</b>
特許権	25	30
販売権	100	117
リース資産	32	36
ソフトウェア	146	173
電話加入権	18	18
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,037</b>	<b>4,089</b>
投資有価証券	1,853	2,869
長期前払費用	318	364
敷金及び保証金	94	100
繰延税金資産	419	408
その他	412	410
貸倒引当金	△61	△63
<b>繰延資産</b>	<b>0</b>	<b>1</b>
社債発行費	0	1
<b>資産合計</b>	<b>45,862</b>	<b>46,926</b>

科 目	当 期 (2020年3月31日)	(ご参考) 前 期 (2019年3月31日)
<b>負債の部</b>	<b>28,470</b>	<b>29,063</b>
<b>流動負債</b>	<b>13,739</b>	<b>13,825</b>
支払手形及び買掛金	1,745	1,926
電子記録債務	5,436	5,048
短期借入金	400	432
1年内返済予定の長期借入金	2,660	2,495
リース債務	104	104
未払金	240	43
未払法人税等	63	213
未払消費税等	72	195
未払費用	2,143	2,540
預り金	136	175
返品調整引当金	1	2
販売促進引当金	395	450
その他	339	197
<b>固定負債</b>	<b>14,730</b>	<b>15,237</b>
社債	200	200
長期借入金	11,537	12,158
リース債務	198	236
役員退職慰労引当金	445	467
退職給付に係る負債	590	636
再評価に係る繰延税金負債	1,115	1,115
その他	642	422
<b>純資産の部</b>	<b>17,392</b>	<b>17,863</b>
<b>株主資本</b>	<b>14,607</b>	<b>14,535</b>
<b>資本金</b>	<b>4,304</b>	<b>4,304</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>1,303</b>	<b>1,303</b>
<b>利益剰余金</b>	<b>12,186</b>	<b>12,113</b>
<b>自己株式</b>	<b>△3,187</b>	<b>△3,187</b>
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>2,759</b>	<b>3,308</b>
<b>その他有価証券評価差額金</b>	<b>571</b>	<b>1,079</b>
<b>土地再評価差額金</b>	<b>2,513</b>	<b>2,513</b>
<b>為替換算調整勘定</b>	<b>△62</b>	<b>△70</b>
<b>退職給付に係る調整累計額</b>	<b>△262</b>	<b>△213</b>
<b>新株予約権</b>	<b>25</b>	<b>19</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>45,862</b>	<b>46,926</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

## 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 期	(ご参考)
	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日	前 期 自 2018年4月1日 至 2019年3月31日
売上高	31,756	34,182
売上原価	19,200	19,655
<b>売上総利益</b>	<b>12,555</b>	<b>14,526</b>
販売費及び一般管理費	12,190	13,063
<b>営業利益</b>	<b>364</b>	<b>1,464</b>
<b>営業外収益</b>	<b>152</b>	<b>225</b>
受取利息	0	0
受取配当金	52	51
固定資産賃貸料	6	6
持分法による投資利益	18	21
為替差益	—	77
保険配当金	13	14
受取設備負担金	45	26
その他	14	25
<b>営業外費用</b>	<b>210</b>	<b>177</b>
支払利息	124	129
為替差損	58	—
支払手数料	9	31
その他	18	16
<b>経常利益</b>	<b>307</b>	<b>1,512</b>
<b>特別利益</b>	<b>475</b>	<b>—</b>
投資有価証券売却益	475	—
<b>特別損失</b>	<b>49</b>	<b>58</b>
減損損失	—	18
投資有価証券評価損	49	—
契約解約損	—	40
<b>税金等調整前当期純利益</b>	<b>732</b>	<b>1,454</b>
法人税、住民税及び事業税	139	510
法人税等調整額	156	62
<b>法人税等合計</b>	<b>296</b>	<b>572</b>
<b>当期純利益</b>	<b>436</b>	<b>881</b>
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>	<b>436</b>	<b>881</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

## (ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書 (要旨)

(単位：百万円)

科 目	当 期	前 期
	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,394	2,196
投資活動によるキャッシュ・フロー	326	△960
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 961	110
現金及び現金同等物に係る換算差額 (△は減少)	△ 12	18
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	745	1,364
現金及び現金同等物の期首残高	9,254	7,890
現金及び現金同等物の期末残高	10,000	9,254

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

## 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	当期 (2020年3月31日)	(ご参考) 前期 (2019年3月31日)	科目	当期 (2020年3月31日)	(ご参考) 前期 (2019年3月31日)
<b>資産の部</b>			<b>負債の部</b>	<b>22,080</b>	<b>23,105</b>
<b>流動資産</b>	<b>19,437</b>	<b>20,123</b>	<b>流動負債</b>	<b>10,939</b>	<b>12,191</b>
現金及び預金	5,984	5,236	支払手形	28	43
受取手形	179	174	電子記録債務	4,836	5,040
電子記録債権	3,864	4,535	買掛金	1,522	1,953
売掛金	5,483	6,042	短期借入金	160	192
商品及び製品	3,216	3,570	1年内返済予定の長期借入金	1,958	2,121
仕掛品	9	33	リース債務	77	75
原材料及び貯蔵品	83	69	未払金	178	20
前払費用	142	102	未払法人税等	45	123
未収還付法人税等	161	—	未払消費税等	59	73
その他	312	360	未払費用	1,688	2,065
<b>固定資産</b>	<b>13,100</b>	<b>14,215</b>	預り金	33	79
<b>有形固定資産</b>	<b>5,682</b>	<b>5,753</b>	返品調整引当金	0	1
建物	674	718	販売促進引当金	285	342
構築物	7	7	設備関係支払手形	44	54
機械及び装置	35	46	その他	19	4
車両運搬具	0	0	<b>固定負債</b>	<b>11,141</b>	<b>10,914</b>
工具、器具及び備品	95	113	長期借入金	8,747	8,667
土地	4,708	4,708	リース債務	139	151
リース資産	161	159	退職給付引当金	113	180
<b>無形固定資産</b>	<b>179</b>	<b>204</b>	役員退職慰労引当金	381	377
特許権	25	30	再評価に係る繰延税金負債	1,115	1,115
販売権	100	117	その他	642	422
ソフトウェア	3	4	<b>純資産の部</b>	<b>10,457</b>	<b>11,232</b>
リース資産	32	36	<b>株主資本</b>	<b>7,359</b>	<b>7,637</b>
電話加入権	16	16	資本金	4,304	4,304
<b>投資その他の資産</b>	<b>7,238</b>	<b>8,256</b>	資本剰余金	1,295	1,295
投資有価証券	1,708	2,731	その他資本剰余金	1,295	1,295
関係会社株式	4,948	4,948	利益剰余金	4,857	5,135
敷金及び保証金	82	94	利益準備金	348	312
繰延税金資産	132	88	その他利益剰余金	4,509	4,822
その他	428	456	繰越利益剰余金	4,509	4,822
貸倒引当金	△61	△63	自己株式	△3,098	△3,097
<b>資産合計</b>	<b>32,538</b>	<b>34,338</b>	<b>評価・換算差額等</b>	<b>3,072</b>	<b>3,575</b>
			その他有価証券評価差額金	559	1,062
			土地再評価差額金	2,513	2,513
			<b>新株予約権</b>	<b>25</b>	<b>19</b>
			<b>負債純資産合計</b>	<b>32,538</b>	<b>34,338</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

## 損 益 計 算 書

(単位：百万円)

科 目	当 期	(ご参考)
	自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日	前 期 自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日
売上高	25,273	27,256
売上原価	15,347	15,994
<b>売上総利益</b>	<b>9,926</b>	<b>11,262</b>
販売費及び一般管理費	10,595	11,046
<b>営業利益又は営業損失 (△)</b>	<b>△669</b>	<b>215</b>
<b>営業外収益</b>	<b>479</b>	<b>499</b>
受取利息	0	0
受取配当金	385	381
不動産等賃貸料	70	70
保険配当金	13	14
その他	10	32
<b>営業外費用</b>	<b>120</b>	<b>140</b>
支払利息	87	90
支払手数料	7	29
その他	25	20
<b>経常利益又は経常損失 (△)</b>	<b>△309</b>	<b>574</b>
<b>特別利益</b>	<b>475</b>	—
投資有価証券売却益	475	—
<b>特別損失</b>	<b>49</b>	<b>58</b>
減損損失	—	18
投資有価証券評価損	49	—
契約解約損	—	40
<b>税引前当期純利益</b>	<b>116</b>	<b>515</b>
法人税、住民税及び事業税	△97	19
法人税等調整額	127	17
<b>法人税等合計</b>	<b>29</b>	<b>36</b>
<b>当期純利益</b>	<b>86</b>	<b>479</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

## 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

日本ケミファ株式会社  
取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 平野 洋 ㊞  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 森田 浩之 ㊞  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本ケミファ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ケミファ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

日本ケミファ株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 平野 洋 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森田 浩之 ㊞  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本ケミファ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第88期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、社長室内部監査課その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、子会社へ赴き業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び第3号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。  
なお、事業報告に記載のとおり、当社は過年度において公正取引委員会に対して課徴金減免制度の適用申請を通じて自主的に違反行為を申告し、一貫して調査に協力したことなどにより、排除措置命令及び課徴金納付命令のいずれも受けておりませんが、監査役会としましては、当社が事態を厳粛かつ真摯に受け止め、その後コンプライアンスの強化及び再発防止の徹底に取り組んでいることを確認しております。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月15日

日本ケミファ株式会社 監査役会  
常勤監査役 中村 裕二<sup>㊟</sup>  
社外監査役 高橋 剛<sup>㊟</sup>  
社外監査役 進藤 直滋<sup>㊟</sup>

(注) 常勤監査役中村裕二は、2019年8月22日常勤監査役森治樹氏の病氣療養による辞任に伴い、補欠監査役より常勤監査役に就任いたしました。監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、その就任以前の監査事項については、前任監査役より説明を聴き、資料を閲覧するなどの方法により監査いたしました。

以上



## 株主総会会場ご案内図

会 場	日本ケミファ株式会社 9階会議室
所在地	開催場所が昨年と異なります。 東京都千代田区岩本町二丁目2番3号 電 話 03 (3863) 1211
J R	中央線・山手線・京浜東北線 神田駅 (東口・南口) 徒歩5分 総武本線 新日本橋駅 (8番出口) 徒歩5分
最寄駅	東京メトロ 日比谷線 小伝馬町駅 (2番出口・4番出口) 徒歩5分 都営地下鉄 新宿線 岩本町駅 (A5番出口) 徒歩5分
お 願 い	駐車場はございませんので、お車での来場はご遠慮願います。



※本年より、株主総会にご出席の株主様にお配りしておりましたお土産は取りやめとさせていただきます。

### <新型コロナウイルスについて>

多くの株主様が集まる株主総会は、新型コロナウイルスの集団感染のリスクがあります。本年は、健康状態に拘わらず、株主総会へのご来場を見合わせ、書面により議決権行使いただくことを強くご推奨申し上げます。ご来場の株主様にはマスクの着用やアルコール消毒などのご協力をお願いいたします。今後、株主総会の開催・運営に関して変更等がある場合は、当社ウェブサイトに掲載いたします。

<https://www.chemiphar.co.jp/>